

学校選択制度の見直し方針（案）  
に対する意見及び教育委員会の考え方

パブリック・コメント  
地 域 説 明 会

平成29年 3月  
新宿区教育委員会

# 目 次

1	パブリック・コメント等の実施結果（概要）	1
	Ⅰ パブリック・コメントの意見について	1
	Ⅱ 地域説明会の意見について	2
2	パブリック・コメントにおける意見と教育委員会の考え方	3
3	地域説明会における意見・質問要旨と教育委員会の回答要旨	17

# 1 パブリック・コメント等の実施結果（概要）

## I パブリック・コメントの意見について

### 1 パブリック・コメントの実施期間

平成29年1月15日（日）から2月15日（水）まで

### 2 意見提出者数及び提出方法

意見提出者 28名

ホームページ 15名（4件提出した方が2名）  
持参 2名（20件提出した方が1名）  
ファックス 8名（2件提出した方が1名）  
郵送 3名

合 計 28名

### 3 意見数及び意見項目

意見数 54件

意見項目の内訳		件数	該当番号
1	学校選択制度に関する意見	30件	NO. 1 ～ 30
2	指定校変更制度に関する意見	7件	NO. 31 ～ 37
3	通学区域に関する意見	6件	NO. 38 ～ 43
4	その他の意見	11件	NO. 44 ～ 54
合 計		54件	

### 4 意見の方針への反映等

今後の参考とする 4件  
意見として伺う 31件  
質問に回答する 19件  
合 計 54件

## Ⅱ 地域説明会の意見について

### 1 地域説明会の実施期間

平成29年1月24日(火)から2月14日(火)まで

地域センター(全10所)で実施

### 2 出席者及び意見数

出席者 120名

意見数 57件

意見項目の内訳		件数	該当番号
1	学校選択制度に関する意見	14件	NO. 1 ~ 14
2	指定校変更制度に関する意見	17件	NO. 15 ~ 31
3	通学区域に関する意見	5件	NO. 32 ~ 36
4	適正規模・適正配置に関する意見	4件	NO. 37 ~ 40
5	その他の意見	17件	NO. 41 ~ 57
合 計		57件	

### 3 意見の方針への反映等

意見として伺う 3件

質問に回答する 54件

合 計 57件

## 2 パブリック・コメントにおける 意見と教育委員会の考え方

平成 29 年 1 月 15 日（日）から 2 月 15 日（水）にかけて実施した「学校選択制度の見直し方針」（案）に関するパブリック・コメント（意見公募）に寄せられた意見と教育委員会の考え方をお示しします。

## 【パブリック・コメントにおける意見と教育委員会の考え方】

No.	分類	意見	教育委員会の考え方
1	学校選択制度	<p>小学校の選択制度が廃止になることに賛成する。我が家は、指定校は人数が少なすぎると考え、選択制度の抽選で当選し、隣接の小学校に通ったものの、お祭りの時、指定校で授業の一環で山車を引く時や、清掃活動の際は地元の小学校ではなく、阻害感が若干あった。指定校はともいい学校だったが、人数が少ないため、近隣校を選択したもの。選択制度がなくなれば学校間の人数のばらつきも解消され、子どもたちも地元の方と顔見知りになる機会も増えて地元にしみを持ち、近所の方も子どもを見守れると思う。いじめや学区のはずれに自宅がある方は個別相談し、基本は学区の学校に行くことが望ましいと思う。</p>	<p>学校選択制度について</p> <p>【ご意見として伺います】 (No. 1～No. 3)</p> <p>学校選択制度の検討にあたっては、幼稚園、小・中学校に通う児童・生徒の保護者、幼稚園・保育園の園長、小・中学校長、地域団体代表、行政、学識経験者で構成された「学校選択制度検討協議会」により、全7回に亘る検討を行っていただきました。</p> <p>協議会での検討にあたっては、冒頭に、委員全員で「今後の検討にあたって踏まえるべき視点等」を協議し、「これまでの制度の運営状況」や「将来人口推計」、「子どもの安全安心の確保」、「地域との連携による学校づくり」等、小・中学校それぞれの状況を押さえることや、検証にあたって基礎資料として、学校選択制度に係る保護者・地域・学校等の意見を確保するため、アンケートを行うことなどを確認して、検討を進めていただきました。また、「小学校の学校選択制度は廃止する」との考え方は、「学校の選択理由」や「利用状況」、「今後の学校選択制度のあり方」などのアンケート結果と併せ、就学前人口の増加や地域との連携による学校づくり、子どもの安全安心の確保等、幅広く検討して取りまとめられたものです。</p> <p>教育委員会は、こうした答申の内容を踏まえ、「小学校の廃止」の見直し方針(案)の決定を行っています。</p>
2	学校選択制度	<p>小学校の生徒数の偏りが顕著に見られるので、見直し方針(案)に概ね賛成する。しかし第1子が現在小学2年生で、学区外の小学校に通っており、第2子、第3子も同じ小学校に通うことが出来ると言われ、自宅から近い学区外小学校を選んだ経緯があり、兄弟姉妹で別の学校に通うことは難しく、兄弟枠は暫く残してもらいたい。</p>	<p>なお、「いじめ」や「指定校以外の学校に通う方が距離的にはるかに近い」ような場合など「特別な事情」がある方については、指定校変更制度について、ご相談いただき、適切な就学の実現に努めて参りたいと考えています。</p> <p>学校選択制度の兄弟優先枠については、「選択できない学校」を導入した平成24年度に既に廃止が決まっており、平成29年度新入児童までを対象とした経過措置です。</p> <p>既に、兄・姉が何らかの事情で学区外の学校に通学している場合には、今後、指定校変更制度により審査をさせていただきます。</p>
3	学校選択制度	<p>小学校の選択制度が廃止になることには反対だが、もし小学校の選択制が廃止となった場合も「特色ある教育活動」や「開かれた学校づくり」は、ぜひ今後も継続して推進していただきたい。</p>	<p>学校選択制度の当初の導入趣旨である、「特色ある教育活動」や「開かれた学校づくり」については、小学校の学校選択制度に係る方針の方向性に関わらず、今後も引き続きしっかりと推進して参ります。</p>
4	学校選択制度	<p>小学校は「選択制の廃止賛成に7割」、中学校は「選択制の維持賛成に7割」とのアンケート結果に疑問がある。「選択制廃止を賛成」している小学生保護者が7割もいるとは思えない。</p> <p>学区の見直しを考慮せず、学校選択制を語っても、新宿区は転入転出や、大規模マンションの建設の有無で急な人口移動も起こるため、学校選択制は学校を「自由市場」にすることで、人口移動にも対応できる良い制度と考えていた。</p> <p>学校選択制廃止の場合、人口の急な移動が起こった際のセーフティネットがなく、リスク想定が心もとないと感じる。</p> <p>そもそも、学校選択制、適正配置、町の人口増加、賑わい作り、防災計画等を総花的に扱って語るのではなく、地域の声を聞きすぎるあまり、教育の場と保護者が犠牲になってしまうと考える。</p>	<p>【ご意見として伺います】</p> <p>小学校のアンケートの集計については、「選択制の廃止に賛成が7割」ではなく、児童数の推移や地域との関わり、安全安心等を踏まえ、現行の「選択制度は維持」以外を支持した方が7割となったものです。</p> <p>また、中学校の「選択制の維持賛成に7割」とあるのは、中学校三年生の生徒本人へのアンケート結果であり、小学校六年生・中学校一年生・中学校三年生の保護者やPTAは45～48%程度です。</p> <p>アンケートの実施方法や内容については、保護者や校園長、地域団体代表等で構成する学校選択制度検討協議会で、学校選択制度に係る保護者・地域・学校等を対象として、幅広く意見を聞くことや、単に「選択制度の賛否」を問うだけではなく、「学校を選んだ理由」や「選択制度の利用状況」、「制度の成果や課題」、「最近の小・中学校を巡る状況を説明した上での今後の選択制度のあり方」等を調査項目とすることを決定し、実施していただいたものであり、教育委員会としては適切と考えています。</p> <p>また、通学区域については、学区内の児童数の推移とあわせて、地域コミュニティにも大きな影響を及ぼすものであり、これまで培われた地域のつながりを大切にす視点からも検討していく必要があります。全国的には子どもの減少傾向が続いていますが、新宿区内は、近年、未就学児童の増加が続いている状況にあるため、学区ごとの児童数については、中長期的な視点での人口推計や地区内の再開発の動向等を注視しつつ、学区の検討をしていく必要があると考えます。</p>

## 【パブリック・コメントにおける意見と教育委員会の考え方】

No.	分類	意見	教育委員会の考え方
5	学校選択制度	<p>自宅からの距離と通学路の安全面から、学校選択制度を28年度に利用し隣接校に長男を入学させたが、1歳の次男も同じ学校に通わせる場合、今後は指定校変更制度を利用することになる。しかし、次男が小学校入学の際には、長男は中学生であり、指定校変更基準の「兄弟姉妹が指定外の学校へ就学している場合」から外れると思う。長男が通い慣れた学校に次男が通えなくなることや、学校指定の学用品等でお下がりが使えないことは負担である。</p> <p>検討協議会の報告書等も見たが、「小学校の選択制は廃止」との結論ありきで進められているのでは？という印象である。報告書の小学校の「学校選択制度の利用状況」の特徴に、「選択制希望者の減少」とあるが、年々選択できない学校が増えているので、希望者が減少するのは当然で、必ずしも希望者が減った訳では無いと思う。選択できるなら希望したかったという方も多数いるのではないかと？</p>	<p>【ご意見として伺います】（No.5～No.6）</p> <p>学校選択制度の検討にあたっては、冒頭に、検討協議会を構成する保護者や校園長、地域団体代表など委員全員で「今後の検討にあたって踏まえるべき視点等」を協議し、「これまでの制度の運営状況」や「将来人口推計」、「子どもの安全安心の確保」、「地域との連携による学校づくり」等、小・中学校それぞれの状況を押さえることや、検証の基礎資料とするため、今後、学校選択制度を利用する対象となる公私立の幼稚園、保育園、子ども園の保護者や、実際に学校選択制度を利用した小学校1年生や、幼稚園長・保育園長、小学校長、地域団体など、幅広く対象者を設定し、アンケートを行うことなどを確認して、検討を進めていただきました。</p> <p>また、「小学校の学校選択制度は廃止する」との考え方は、「学校の選択理由」や「利用状況」、「今後の学校選択制度のあり方」などのアンケート結果と併せ、就学前人口の増加や地域との連携による学校づくり、子どもの安全安心の確保等、幅広く、丁寧に議論していただき、取りまとめられたものです。</p> <p>教育委員会は、こうした答申の内容を踏まえ、「小学校の廃止」の見直し方針(案)の決定を行っています。</p>
6	学校選択制度	<p>保護者等に情報共有が十分なされず、急に決定された印象がある。特にアンケートについて、制度の主な対象となる「未就学児の親」のサンプル数が少なく、区民の意向を汲み取れているとは感じない。アンケート対象は主に小1保護者で、入学時に既に制度を利用し、今回の変更による影響が少ない方と思う。今回、中学校の選択制度が維持となったことは、小学校の時の選択制度の利用を踏まえての結果ではないか。選択制度の自由度は好ましく、小学校の廃止は再考して欲しい。</p>	<p>「選択制希望者の減少は選択できない学校が増加したことによるのではないかと」、「選択できるものならば希望したかったという方も多数いる」とのご意見については、そうした一面もあると考えますが、その一方、特に東日本大震災以降の状況、安全安心の観点から、地域の学校を選ばれる方が増えたことも要因の一つであるのではないかとといったことも、協議会の中では議論がなされ、答申をいただきました。</p> <p>また、学区のお子さんだけでキャパシティを満す学校について、「選択できない学校」と指定しなかった場合、その小学校については、選択希望を1人も叶えられない学校となります。平成29年度の新入学にあたっては、8校が「選択できない学校」となっています。こうした状況も踏まえ、今回の検討が行われています。</p> <p>「最近の小中学校をめぐる状況の中での今後の学校選択制度のあり方」について、小中学校で異なるアンケート結果が出たことについては、対象となる児童生徒数の状況や学校選択制度の利用状況、子どもの発達段階が異なることや、安全安心に対する意識、中学校ならではの部活動の実施など、様々な状況を踏まえて、異なるアンケート結果となったと考えます。</p>
7	学校選択制度	<p>検討協議会の報告書等で「地域」が強調されているが、家の周囲は殆どマンションで、道行く人の誰が地域住民なのか分からない状況である。そうした地域でどれだけ住民が学校と関わり、地域の子どもを見守りたいと思っているか疑問で、「地域で育てる」との内容はピンとこない。地域協働学校の取り組みは始まったばかりで、この成果が出た上で学校選択制度の見直しをする方が納得いくものになるため、小学校の選択制度を廃止とするのは拙速と考える。地域住民の思いを大切にすることは理解できるが、学校に実際通うのは小学生で、地域の方々が主役ではない。小学生と保護者の意見を幅広く聞き結論を出すべき。</p>	<p>【ご意見として伺います】</p> <p>各小・中学校では、これまでも地域の方々や警察等との連携により、子どもの安全ボランティア活動の推進や地域の実情に応じた様々な見守り活動、地域との防災訓練の実施やゲストティーチャーとしての授業参加、学校公開の促進等、地域に開かれた学校づくりを進めてきています。</p> <p>平成29年度から全小・中学校を地域協働学校として指定しますが、地域協働学校は、こうした取り組みを更に進め、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちの豊かな学びを支える環境づくりを推進するものです。</p> <p>今回の見直しの検討は、幼稚園・学校等に通う子どもの保護者や学識経験者、校長等を含む、様々な立場の委員で構成する学校選択制度検討協議会に幅広く、丁寧に議論していただきました。「将来の世代を育むため、何を一番大切なこととして考えるか」という視点から、保護者をはじめ幅広く行ったアンケート結果や就学前人口の増加、地域との連携による学校づくりや子どもの安全安心の確保等、様々な点を考慮して検討を行っていただいたものであり、地域の住民の思いだけで議論が進められ、また答申が取りまとめられたものではありません。</p> <p>教育委員会では、こうした検討の内容や答申を踏まえ、見直し方針(案)を決定しました。</p>

## 【パブリック・コメントにおける意見と教育委員会の考え方】

No.	分類	意見	教育委員会の考え方
8	学校選択制	小学校の選択制度を継続してほしい。勤務時間の関係で、越境の上、民間学童を利用しているが、下の子が同じ学校に通えなくなることから、選択制度を廃止する前に学童の見直しをするべき。	【ご意見として伺います】 (No. 8～No. 12)  今回の学校選択制度の検討にあたっては、幼稚園、小・中学校に通う児童・生徒の保護者、幼稚園・保育園の園長、小・中学校長、地域団体代表、行政、学識経験者で構成された「学校選択制度検討協議会」により、全7回に亘る検討を行っていただきました。  協議会での検討にあたっては、冒頭に、委員全員で「今後の検討にあたって踏まえるべき視点等」を協議し、「これまでの制度の運営状況」や「将来人口推計」、「子どもの安全安心の確保」、「地域との連携による学校づくり」等、小・中学校それぞれの状況を押さえることや、検証にあたって基礎資料として、学校選択制度に係る保護者・地域・学校等の意見を確保するため、アンケートを行うことなどを確認して、検討を進めていただきました。
9	学校選択制	選択制（小学校）について、廃止せず自由に選択できる状況を維持してほしい。幼稚園の友人と一緒に学校など、少しでも良い環境へ置いてあげたい。	また、「小学校の学校選択制度は廃止する」との考え方は、「学校の選択理由」や「利用状況」、「今後の学校選択制度のあり方」などのアンケート結果と併せ、就学前人口の増加により、半数を超える小学校が選択できない学校や抽選校となり、希望どおりの小学校にそのまま入学できない状況にあることや地域との連携による学校づくり、子どもの安全安心の確保等、幅広く、丁寧に議論していただき、取りまとめられたものです。 教育委員会は、こうした答申の内容を踏まえ、平成30年4月入学からの「小学校の廃止」の見直し方針(案)の決定を行ったものです。
10	学校選択制	共働きで、今後のことも考え、最寄駅から勤務地に行く回数が多いため、学区の小学校ではなく、駅に近い隣接校を希望していたところ、今回の見直し(案)を知り、とても動揺している。	今回の検討にあたって、検討協議会で実施していただいたアンケートでは、「通学区域の学校だから」「自宅からの距離が近いから」「兄・姉がすでに通っている学校だから」などの理由に選択理由が集中している状況が確認できます。通学区域以外の学校を選択する理由については、指定校変更制度の中で個別に確認させていただきたいと考えます。
11	学校選択制	来年度入学から小学校選択制度が廃止ということだが、拙速に感じる。幼稚園や子ども園等の選択にあたり「保幼小の連携教育」を考慮し小学校の選択まで含め入園を決めた保護者も多くいると考える。選択制度廃止の周知期間や意見募集期間は2年ほど必要と考えている。	【ご質問にお答えします】  学校選択制度については、制度導入からこの間、保護者や児童生徒が自ら小中学校を選ぶ機会の一助となり、一定数の方にご利用いただくことができたこと、また、各小・中学校では、「特色ある教育活動」や「開かれた学校づくり」などが着実に進んだことから、一定の成果を上げたと考えております。しかし、制度導入後12年が経過し、就学前人口が著しく増加している状況にあること、東日本大震災等も経験したことで、子どもを取り巻く状況の変化や、子どもの安全・安心に関する保護者、地域の意識の変化があること等を踏まえ、今回の見直し方針(案)に至った次第です。  なお、今回の検証にあたって参考とした、当時の検討内容等についての報告書は、教育委員会で保管しています。この報告書について、今後、区公式ホームページに掲載していきます。
12	学校選択制	理由を問わない選択制度と、要件と客観性を問う指定校変更制度は元々別なもので、一本化できると思えない。希望校に入れない児童のために選択制度を廃止し、抽選によらず希望校に入れた筈の児童まで、指定校変更制度で希望校に入りづらくさせるのは、子どもと親の気持ちを無視している。	【ご意見として伺います】  広域に保護者のネットワークがあったとしても、共働き世帯等も多い中で、小学生の子ども達が自分達で放課後等に行動する際の行動範囲は、「町会・自治会」や「学区」にほぼ等しい身近な地域が多いと考えています。 学校選択制度検討協議会の検討の中でも、「現在も、小さな子どもたちには、近隣や身近な地域の住民からの声掛けがあり、見守られている状況は残っており、安心である」、「子どもの下校の際、東日本大震災が発生したが、近所の人の支えがあった」などの意見もあり、今回の答申にもそうした意見が反映されています。 ご意見にある、学校という場を通して育った新しい「地域コミュニティ」については、今後、研究していきたいと考えます。
13	学校選択制	学校選択制度の背後にある考え方は地域は「つくる」ものではなく、選択するものという考え方があり、結果として地域が破壊されるので、学校選択制度に反対したが、新宿区教育委員会は2004年に学校選択制度を導入した。当時の流行に流され導入した学校選択制度は失敗だったと考える。その上で、学校選択制度を導入した当時の教育委員会に責任があると私は考えるが、教育委員会は責任問題をどう考えるか。 また同じ失敗を繰り返さない為、当時の検討資料、議事録、パブリック・コメント等を全て図書館に残し、教育委員会のウェブサイトでも公開することを求める。	【ご意見として伺います】  ご心配の「子どもがいじめなどにあった場合」については、指定校変更制度の中で、ご相談いただき、適切な就学の実現に努めて参りたいと考えています。 なお、各小学校では現在も、入学前体験プログラムなどを行い、入学に向け、子どもたちや保護者の関係づくりも行っております。
14	学校選択制	小学校の学校選択制度を廃止する大きな理由に、「地域と学校との連携・協働の一層の強化」があるとの説明があったが、現在の学校選択制度が地域協働を損なうばかりではないと思う。子ども達の行動範囲は既存のコミュニティである「町内会」や「学区」のみでなく、学年が進むにつれ行動範囲が広がる傾向からも、広域に保護者のネットワークがあることが子どもたちの安全・安心につながる。地域協働を謳うのであれば、学校という場を通して育った新しい「地域コミュニティ」を基準にすることが、あるべき方向性と考えている。	【ご意見として伺います】  ご心配の「子どもがいじめなどにあった場合」については、指定校変更制度の中で、ご相談いただき、適切な就学の実現に努めて参りたいと考えています。 なお、各小学校では現在も、入学前体験プログラムなどを行い、入学に向け、子どもたちや保護者の関係づくりも行っております。
15	学校選択制	小学校、中学校の学校選択制度は、廃止しない方がいい。 子どもがいじめなどにあった場合、進学を機に違う学校を選べた方がいいからである。また、評判の良い、悪いなどでも選べた方がいい。 小学校が指定になると、幼稚園も同じ所に入れざるを得なくなる。少子化の状況もあり、幼稚園から3年間友達作りをしていた方が、小学校入学に安心出来る。しかし、少子化で、何クラスもない中、幼稚園、小学校、中学校と少ないメンバーでずっと同じ状況は、いいとは思えない。経済的余裕がある方は、私立の選択肢があるが。	【ご意見として伺います】  ご心配の「子どもがいじめなどにあった場合」については、指定校変更制度の中で、ご相談いただき、適切な就学の実現に努めて参りたいと考えています。 なお、各小学校では現在も、入学前体験プログラムなどを行い、入学に向け、子どもたちや保護者の関係づくりも行っております。



## 【パブリック・コメントにおける意見と教育委員会の考え方】

No.	分類	意見	教育委員会の考え方
16	学校選択制度	学校選択制度検討協議会への諮問について、「時代に対応した教育環境」とは具体的にはどういうことか、説明してほしい。	<p>【ご質問にお答えします】</p> <p>教育委員会では、平成16年度の学校選択制度導入時から12年を経て、現在の新宿区子ども達を取り巻く状況は次のとおり変化していると捉え、今回、諮問しています。</p> <p>①平成16年度の学校選択制度導入時と近年の状況を比較すると、未就学児の増加傾向が顕著であり、これに伴い、小学校学校選択制度における「抽選校」や「選択できない学校」が増加し（平成28年度学校選択制度実施時は小学校全29校中、半数を超える学校（16校）が「選択できない学校」又は「抽選校」）、学校選択制度の公平な制度運営が困難になりつつある状況があること。</p> <p>②平成23年3月の東日本大震災の影響等もあって、保護者・学校・地域を含む教育関係者全体の子どもの安全・安心に対する関心がこれまで以上に高まっていること。</p> <p>③地域との連携による学校づくりが進んでおり、平成29年度の「地域協働学校」の全小・中学校での展開など、学校・家庭・地域が一緒になって子どもたちの豊かな学びの環境づくりを進める必要があること。</p>
17	学校選択制度	私の住所は学区の小学校と隣接校の中間にある。小学校の学校選択制の廃止は賛成するが、中間地域の住民には、近い小学校から選べるよう意見としたい。勤務の関係で、早いお迎えができないため、小学校1年生から、小学校内に学童がある小学校を選択したいと考えている（現在1歳児）。中間地域の住民のみ選択ができるよう、考慮していただきたい。	<p>【ご意見として伺います】</p> <p>今回の方針（案）としては、学校選択制度検討協議会で多角的な視点からご検討いただき、区内全域の状況を踏まえた結果となっております。</p> <p>その一方、指定校変更制度については、「様々な事情のご家庭や子どもの状況を可能な限り汲み取る」旨も併せて答申をいただいております。</p> <p>これを踏まえ、専門的・技術的見地からの検討を行い、十分な周知を図る予定となっております。</p> <p>ご年齢から、お子さまの小学校入学まで少し時間がありますが、就学の時期が近づいた折に、指定校変更基準に該当するようなご事情があれば、窓口でご相談いただきたいと思います。</p>
18	学校選択制度	「学校選択制度検討協議会」の設置については、 （1）学校選択制度を取り巻く状況の変化と考えるとよいのか。 （2）委員の構成等は 教育委員会事務局で決定したのか。説明してほしい。	<p>【ご質問にお答えします】</p> <p>新宿区学校選択制度検討協議会は、「未就学児の増加傾向や子どもの安全・安心への配慮の高まり、地域との連携による学校づくりなど、時代に対応した教育環境を整備するため、学校選択制度について検討を行う」ことを目的として設置された協議会です。</p> <p>協議会の委員は、学識経験者、地域関係団体代表、区立幼稚園・学校等に通う児童・生徒の保護者代表、私立幼稚園長代表、区立保育園長代表、学校長代表、教育に従事する区職員で構成されており、関係団体と調整の上、教育委員会が委嘱しました。</p>
19	学校選択制度	制度維持が3割強、選択制度と指定校変更との一本化が3割強、指定校変更の周知徹底が2割、制度は必要無しが1割とあるが、「制度は維持」以外の回答を全て「制度の見直し（廃止）」に含め7割とするのは違和感がある。維持3割強、中立5割強、廃止1割といったところではないか？	<p>【ご意見として伺います】（No. 19～No. 20）</p> <p>小学校のアンケートの集計については、「選択制の廃止に賛成が7割」ではなく、児童数の推移や地域との関わり、安全安心等を踏まえ、現行の「選択制度は維持」以外を支持した方が7割となったものです。</p> <p>また、中学校の「選択制の維持賛成に7割」とあるのは、中学校三年生の生徒本人へのアンケート結果であり、小学校六年生・中学校一年生・中学校三年生の保護者やPTAは45～48%程度です。</p>
20	学校選択制度	地域説明会では、小学校保護者等へのアンケート結果について、「小1保護者」「小学校PTA」の回答は「選択制度は維持」が3割、「選択制度と指定校変更との一本化」も3割、結果「制度の見直し（廃止）」が7割と分析している。しかし、「制度の見直し（廃止）」に分類された「選択制度と指定校変更との一本化」はむしろ選択制度の維持を前提とした回答と考えられ、「制度の見直し（維持）」が7割と分析する方が素直な読み方だと考える。中学校の分析では「選択制度は維持」が45～48%という記述があるだけで、残りを足しこんだ「制度の見直し（廃止）」が5割超という分析はされていない。「恣意的ミスリードではないか」と感じる。また、「アンケートは根拠の議論の材料のひとつ」とするのは、アンケートに協力いただいた多くの区民に対して不誠実であると考え。再度分析を行い、「小1保護者」「小学校PTA」の間に、選択制度のニーズが大きいことを前提に、制度設計にあたるべきと考える。	<p>アンケートの実施方法や内容については、保護者や校長、地域団体代表等で構成する学校選択制度検討協議会で、学校選択制度に関係する保護者・地域・学校等を対象として、幅広く意見を聞くことや、単に「選択制度の賛否」を問うだけではなく、「学校を選んだ理由」や「選択制度の利用状況」、「制度の成果や課題」、「最近の小・中学校を巡る状況を説明した上での今後の選択制度のあり方」等を調査項目とすることを決定し、実施していただいたものです。</p> <p>学校選択制度検討協議会の答申で示された「小学校の学校選択制度の廃止」については、こうしたアンケート結果とあわせて、就学前人口の増加や地域との連携による学校づくり、子どもの安全安心の確保等、幅広く検討して取りまとめられたものであり、教育委員会としても適切であると考え、見直し方針（案）としたものです。</p>

## 【パブリック・コメントにおける意見と教育委員会の考え方】

No.分類	意見	教育委員会の考え方
21	<p>学校選択制度</p> <p>選択制度の問題点は「希望が叶う人」と「そうでない人」の不公平感にあると考えるが、選択希望する方々は、距離などの「客観的理由」より深刻な事情を抱える方も存在する。例えばご近所トラブル等行政が入りにくい問題、学校の雰囲気（臭いや音等、五感を刺激するものも含め）が合わないといった感情的な理由で学区域外を望むケースもある。これらに正当性がないとは言いつれど、時間経過と共に心身に支障をきたす可能性もある。受入れ困難な状況でない限り、希望校に入学させることは児童福祉の観点からも望ましい。</p> <p>そこで「希望者全員が入学できるキャパシティの学校」は、理由を問うことなく希望をかなえるべきと考える。ただし希望者が多い場合、「理由」を記入の上、公平に審査を行うことで対処が可能と考える。こうした運用で、選択制の以下のメリットが生きて思う。</p> <p>(1) 出身保育園・幼稚園や児童の居住地域の多様性が付加され、小学校内の多様性重視に繋がる。</p> <p>(2) 希望の小学校に入学できることで、児童も保護者も学校生活を充実させようというモチベーションが高まる。</p> <p>(3) 学区域制の縛りを強くしすぎない方が、引越し後に転校しないで済む可能性が高くなる。</p> <p>(4) 小学校がこれまで置かれた環境の中、努力し作ってきた特色・経緯が守られる。例えば、入学児童数における「選択希望者」の割合が多い学校（①東戸山小（54%）②天神小（42%）③戸塚第二小（34%）④余丁町小（31%）⑤落合第三小（28%））では、大きな変容（単学級の固定化、PTA活動の縮小化等）を迫られる。</p>	<p>【ご意見として伺います】</p> <p>学校選択制度にあたっては、新宿区の一部のブロックで考えるのではなく、新宿区全体として、公平な制度を検討していくことが大切と考えています。</p> <p>児童の安全面に配慮する観点から、これまで隣接校のみを選択できる仕組みで小学校の学校選択制度を運用してきましたが、「選択できない学校」や、抽選の結果、希望がかなわない「抽選校」が全小学校の半数を超える状況が続いており、学校選択制度を実施していながら、実質的に選択ができない状況になってしまう地域がある以上、現状には問題があると考えています。学校選択制度検討協議会での検討にあっても「社会の変化や教育環境の変化にあわせて、どのような制度であっても一定期間後に見直すことは大事である。区民にとって、公平・平等なくみとして考えていくことが大切である」との意見も出され、答申が取りまとめられています。</p> <p>個別の事情については、指定校変更制度の中でご事情を伺い、審査の上、決定させていただきます。</p>
22	<p>学校選択制度</p> <p>小学校の学校選択制度の折、隣接校という説明があった。</p> <p>(1) 隣接校という考え方を説明してほしい。</p> <p>(2) 具体的に平成29年度を例に、東戸山小学校（指定校）の保護者の立場で、選択できなかった小学校と抽選になった小学校を知りたい。また、もし抽選に外れても、指定校の東戸山小学校へは、きちんと入学出来るという認識や周知が徹底されていないと考える。</p>	<p>【ご質問にお答えします】</p> <p>(1) 学区域の学校と、隣接した学区域にある学校のことです。</p> <p>(2) ご指定の東戸山小学校の例について、下記に該当する学校名をあげます。また、抽選に外れた児童が指定校に通うことについては、これまでも学校案内冊子や学校説明会などで説明してきているところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・選択出来ない（隣接）学校…早稲田小学校</li> <li>・抽選となった（隣接）学校…余丁町小学校、戸山小学校、戸塚第一小学校</li> </ul>
23	<p>学校選択制度</p> <p>選択制の方向性で、学区域の家庭から不満のないよう、提案する。</p> <p>①入学予定者交流会の開催</p> <p>入学前の親は、「周囲の子がどんな子か」「友達ができるか」等の不安がある。同じ学校に通う予定の親子と入学前に交流機会があれば不安解消になる。保育施設等で、下の子がいる家庭に託児サービスを設け、ランチルーム等で入学予定者の交流会を開催してはどうか。</p> <p>②小学校と保育施設の関係性の見直し</p> <p>保育施設併設の小学校で最近、利用者間で校庭解放や自転車置き場の対応に関し、学校に不満が高まっている。「学校を使わせてあげている」という態度に思え、仮に選択制継続の場合、学区外の学校希望者が増える可能性が高い。幼児教育の理解（外遊びの重要性）や、共存に前向きな姿勢があれば「学区の学校に通わせたい」と思う親子も増えると思ひ、提案する。</p> <p>※該当の学校は、統廃合の経緯で「子育て施設を作ること」となったのに、利用者が学校に悪印象を持つなら本末転倒と思う。</p>	<p>【今後の参考といたします】</p> <p>①入学予定者交流会について、現在も各小学校において、小学校入学前の保護者会等時に、子ども向けには遊びや学びを共有することで、子どもたちが連帯感や自己充実感を体験し、小学校入学に向けて意欲を高めることができるプログラムを実施しています。また、保護者向けには、子どもの小学校入学という家庭教育の転換期に、子どもを自立させるための親の役割を確認するワークショップ等を行っていただく「入学前プログラム」を行っています。ご指摘のとおり、不安解消にはこうした取り組みが大切なことから、今後もしっかりと取り組んでまいります。</p> <p>②学校施設内への保育施設の設置については、待機児童解消の対策の一つとして始められたものであり、各学校は、保育施設を管理運営する施設長などと協議しつつ、児童や未就学児の安全、学校行事等を考慮しながら学校施設利用のルールを定めているところであり、施設利用にあたって、一定程度の制約があることはご理解いただければと思います。</p> <p>小学校に通う児童とその保護者、保育施設を利用するお子さんとその保護者、双方が一定のルールの中で、快適な学校生活、園での生活を送っていただけるように、今後も努力して参ります。</p>

## 【パブリック・コメントにおける意見と教育委員会の考え方】

No.	分類	意見	教育委員会の考え方
24	学校選択制度	<p>小学校の学校選択制度廃止に反対する。 我が家には自閉症スペクトラムで環境の変化にとても弱い子供がいる。 療育の先生等に「就学の際、普通級の判定をされても、途中で支援級に移る可能性がある」と言われており、学区外の支援級併設校へ入学すれば、支援級に移っても環境の変化が少なく済むと考えている。 制度の変更によって子どもの精神的負担が増える可能性があり、学校選択制度の廃止の再検討もしくは例外的な取扱いの検討をお願いしたい。</p>	<p>【ご意見として伺います】</p> <p>小学校への就学にあたっては、お子さまの状況を観察させていただいた上で、学識経験者や医療、福祉等の専門家を含む会議体で、個別のお子さまに相応しい学びの場について、提案させていただく「就学相談」のしくみがあります。これにより、まずはご相談いただき、お子さまの就学先について、一緒に考えさせていただければと思います。</p> <p>お子さまの状況によって、「特別支援学級が望ましい」「普通学級が望ましい」という提案や、「まなびの教室（「まなびの教室」は、知的な遅れがなく発達に障害のあるお子さんに対し、普通学級に籍を置きながら週1回程度指導するもので、全小学校に設置されています）を利用することが望ましい」という提案をさせていただくこととなります。</p> <p>もし普通学級となる場合で、お医者さまから「途中で特別支援学級になる可能性」等のご所見があった場合、「指定校変更制度」により、個別に配慮をさせていただく可能性もあります。「就学相談」の結果とお医者さまのご所見によっては、そちらの申請も検討していただければと考えます。</p>
25	学校選択制度	<p>説明会資料には、平成28年11月15日教育委員会への答申という記載があり、そこでは、「見直し方針（案）の説明にあたっては、わかり易い資料を作成し、丁寧に説明していくことが大事。」とあるが、どうということか、説明してほしい。</p>	<p>【ご質問にお答えします】</p> <p>教育委員会として、区民の皆様にお知らせした学校選択制度の見直し方針（案）は、教育委員会が諮問を行った「学校選択制度検討協議会」の答申を踏まえた内容です。答申までの同協議会の検討内容は、「新宿区学校選択制度検討協議会報告書」にまとめられておりますが、この報告書は、論点が多岐に渡り、ボリュームもあるため、パワーポイント等を活用して、区民の皆様にわかり易い資料を作成し、丁寧な説明を実施する必要があるとの考えを記載したものです。 なお前述の報告書は、パブリック・コメント募集期間に、区内10か所の地域センターを始めとした窓口に設置し、区民の皆様にご確認いただけるようご用意も行ってございました点を申し添えます。</p>
26	学校選択制度	<p>将来、新宿区の小学校で入学児童数が減少し、通学区域内の児童だけでは一定数が見込まれなくなった場合、即ち平成14年のような「新宿区の通学区域制度を考える懇談会」を設置しなければならなくなった場合、教育委員会としては、もう一度、小学校の学校選択制度に戻すつもりなのか、説明してほしい。</p>	<p>【ご質問にお答えします】</p> <p>新宿区自治創造研究所の人口推計では、平成37年度頃までは就学前人口の増加が見込まれています。こうした状況に変化が生じた際は、あらためて、その時点の社会状況にあった就学のあり方を、総合的に検討し、判断してまいります。</p>
27	学校選択制度	<p>教育委員会の見直し方針で、中学校の学校選択制度は「維持」するには賛成するが、地域説明会での説明では一定数の生徒さんが国立、私立に進学してしまう状況もあるとのことで、「子どもの貧困」の観点からも、「地域の子どもは、地域で育てていく」という観点からも、教育委員会全体として、中学校には魅力ある学校づくりに、さらに努めてほしい。</p>	<p>【今後の参考といたします】</p> <p>中学校への進学段階で一定数の児童が国私立の中学校へ進学している状況についてはご指摘のとおりです。各区立中学校では、各校の特色を生かした教育活動や部活動、開かれた学校づくり等が進められています。学校公開や学校説明会、入学対象者への学校案内冊子の配布、学校ホームページ等を通して、各中学校の特色などについて、積極的に情報発信していくとともに、魅力ある学校づくりに、さらに努めてまいります。</p>

## 【パブリック・コメントにおける意見と教育委員会の考え方】

No.分類	意見	教育委員会の考え方
28	<p>学校選択制度</p> <p>全ての地域で学校選択制度の廃止が妥当ではなく、例外的地域があると考えられる。東戸山小学校は児童数266名に対し、地域外からの選択児童が約100名おり、都立公園に接した多くの自然がある貴重な環境の小学校として親しまれている。</p> <p>東戸山小学校の学区域は、高齢化した戸山ハイツ地域を中心に構成されている。選択制度が廃止されると4割近くの児童減が見込まれるとともに、豊かな自然と安全環境の東戸山小学校で伸び伸び学ぶことを選べないのは、区の子どもたちに大きな損失になると危惧している。</p> <p>多くの児童を受入れるキャパシティーを持つ学校が、ゆくゆくはたった160人の児童しか受け入れないことになれば、折角の大施設と豊かな環境が勿体なく、区民から税金の無駄遣いをする箱モノとの評価を受けることさえ予測できる。</p> <p>逆に、この学校の稀有な施設環境を区の教育の目玉として、宣伝し活かすべきと思う。環境特区として東戸山小学校を整備し、地域協働学校によって活気あふれた多くの児童に高齢者問題を抱えた戸山ハイツも大きく支えられ、行政と自治体が豊かな地域性を育む成功例として発信してほしい。</p> <p>ゆくゆくは、区全体から子どもたちが通う東戸山小学校へ巡回バスを運行させ、区全体で環境特区東戸山小学校を盛り上げ、多くの住民の幸福へ繋げて頂きたい。区民に開かれた環境特区小学校として「環境特区 東戸山小学校」を強く提案したい。</p>	<p>【ご意見として伺います】</p> <p>学校選択制度については、現在でも各地域の状況を考慮し、「選択できない学校」の仕組みも導入しているところですが、ご懸念されている小学校の学校選択制度が廃止となった場合の東戸山小学校の大幅な児童数の減少についてですが、学校選択制度の廃止により抑制されるのは、選択による増加のみならず、選択による減少も同様と考えており、児童数の減少に必ずしも繋がるものとは考えておりません。また、新宿区自治創造研究所による人口推計では、若松町特別出張所管内は、当面、就学前人口はほぼ横ばいの状況で、減少することは予測されておりません。さらに学校選択制度を廃止した場合も、指定校変更制度によって、事情により学校の変更が必要な方の学区域外の学校への就学はご案内を続けますので、学区外からの通学者が全くいなくなるわけではない点も申し添えます。</p> <p>東戸山小学校の自然豊かな環境を活かした「環境特区 東戸山小学校」のお考えについては、ご意見のひとつとして頂戴します。ただし、特定の学校に巡回バスを運行させ児童を集めることよりも、各地域のお子さんが徒歩圏内の学区域の学校に通学していただく方が、地域と学校の繋がりを強め関係を活性化する視点からも、お子さんの安心・安全の視点からも、より望ましいと考えます。従って、特定の学校に区全体からの子どもの就学を募集することは予定しておりません。</p>
29	<p>学校選択制度</p> <p>学校選択制度検討協議会の検討に際し、小学校の「学校選択制度」の今後の方向性として、今後の小学校の「学校選択制」に対する考え方には「地域の子どもは、地域で育てていく」ことを基本に「学校選択制度」を見直していく必要とあるが、もともと小学校の「学校選択制度」には、「地域の子どもは、地域で育てていく」という考え方はなかったのか、説明してほしい。</p>	<p>【ご質問にお答えします】</p> <p>平成16年4月入学から実施した学校選択制度は、お住まいの通学区域の学校への入学を基本とした上で、小学校については隣接校、中学校については自由選択制として開始し、今日まで続けてきています。</p> <p>当初より「地域に開かれた学校づくり」等を目的に開始しましたが、小学校における「選択できない学校」が増えている状況や、平成23年3月の東日本大震災の影響などもあって、安全・安心に対する関心の一層の高まり、地域協働学校の全校指定など、時代に対応した教育環境の整備をするため、学校選択制度検討協議会に諮問し、見直しを行っているものです。</p>
30	<p>学校選択制度</p> <p>部活動の充実という立場から意見したい。</p> <p>勉強と部活動を通し、良い仲間を得られる中学校3年間について、生徒自身が自ら学ぶ場所を自由に選択できる学校選択制度は良い制度とと思っている。</p> <p>しかし、学区域の中学校では希望する部活動がない生徒が、もし抽選に漏れた場合、どうなるのが心配である。クラス編成上受け入れができない場合もあると思うが、部活の為に進学したい等、各々の理由を検討し優先順位を考慮してほしい。</p>	<p>【ご意見として伺います】</p> <p>方針（案）のとおり、中学校の学校選択制度は「維持」したいと考えており、また中学校では区内の区立中学からの自由選択であることから、希望する部活動がある中学校に入ることができますが、希望者が定員を上回り、抽選結果で入学できない場合については、指定校変更制度の基準に該当するような事情があれば、その枠組みの中で考慮してまいります。</p>
	指定校変更制度について	
31	<p>指定校変更制度</p> <p>今回の見直しの背景の一つに1年生の35人以下学級の導入があるとのことだが、35人以下学級も今度見直しを図るとのことなのか？</p> <p>学校選択制度で選択できない学校があるということは、「選択されない学校」があるということと考えるが、自学区なのに選択されない学校の分析や改善はしているのか？</p> <p>学校選択制度は廃止し、指定校変更制度に学校選択制度の要素を盛り込むことに私は賛成だが、指定校変更制度制定前には必ず説明会を実施し、対象児童の保護者に丁寧な説明を実施していただきたい。</p>	<p>【ご意見として伺います】</p> <p>平成24年度新入学から義務教育学校標準法及び東京都公立小学校、中学校及び中等教育学校前期過程の学級編制基準により、小学校1年生は35人で1学級とする児童数の基準が定められ、新宿区もこの基準により学級編制を行っているため、現在「35人以下学級」を見直す考えはありません。</p> <p>ご指摘の「選択出来ない学校」は、通学区域内の就学予定児童で定員が一杯になる学校について、あらかじめ教育委員会が指定している学校であり、各学校では、自らの学区に通学していただけるよう、学校公開や学校案内冊子を通して、自校の特色ある教育活動等について、積極的に発信しています。</p> <p>指定校変更制度については、今後、答申の趣旨を踏まえ、検討を行っていきます。また、周知、説明については、学校案内冊子の配布時期に合わせ、新入学児童の保護者全員に周知するとともに、可能な限り早く就学する学校を確定できるようにしてまいります。</p>

## 【パブリック・コメントにおける意見と教育委員会の考え方】

No.分類	意見	教育委員会の考え方
32	<p>指定校変更制度において、変更可能校の出願時期を早めるなどの工夫をしてもらいたいと考えている。</p> <p>同時に、学校ごとの「現時点での希望者数」を集計したデータを区のHPに公表し、かつ随時更新してほしい。</p> <p>刻々変化する希望者数を見ながら希望校を決定することで、競争率の高い学校を避ける等により、多くの人の希望が叶う状況をつくることができるかもしれないと思う。</p>	<p>【ご意見として伺います】 (No. 32～No. 33)</p> <p>指定校変更制度については、答申の内容を踏まえ、今後、検討を行ってまいります。また、見直し後の指定校変更制度については、学校案内冊子の配布時期に合わせ、周知させていただくとともに、可能な限り早く、就学する学校を確定できるようにしてまいります。</p> <p>学校ごとの指定校変更の取扱い状況等については、保護者の方を混乱させることがないよう、情報発信の内容を検討してまいります。</p>
33	<p>今後も、抽選でも学校選択の機会を与えてほしいと思っていたが、子どもが通う幼稚園長に、学校選択が機能しない状況を丁寧に説明いただいた。数年前の転居で学区が変わり、指定校変更で引き続き以前の学校に通わせているが、「学校が好きで、お世話になっているから」という思いは基準に該当しないとされてしまう。学校を決める際、愛校心や学校への感謝の思いは大切と思うので、指定校変更はそうした思いを切り捨てないよう幅広く考えて欲しい。児童数が許容範囲で、安全安心が確認できれば許可を貰える指定校変更制度であって欲しい。また、指定校変更制度の手続きが、今より早めに出来るとよいと思う。</p>	
34	<p>幼稚園に在園し、平成30年に併設の小学校へ入学予定の子がおり、同級に、近隣に幼稚園がなく、隣接区域から、学校選択制度で、小学校へ入学を考えていた子が多くいる。</p> <p>指定校変更制度へ一本化するなら、親の希望を可能な限り尊重し、受入可能な学校は選択可能とする等、現在の選択制度の要素も組み込み、より緩和した案にしていただきたい。見直しの理由はある程度理解したが、子どもの不安を取り除く意味で、選択の可否の結論を極力早い時期に出していただくよう、お願いしたい。</p>	<p>【今後の参考といたします】</p> <p>現在の指定校変更制度は、指定校に通うことができない事由として「健康的な理由」や「距離」、「兄弟姉妹が指定外の学校へ就学している場合」等の、9つの事由を許可基準として個別に審査を行っております。</p> <p>今後の指定校変更制度については、答申の内容を踏まえ、検討を行っていくとともに、申請の受付に際しては、指定校に行けない事情を、個別に伺ってまいります。また、見直し後の制度の内容については、学校案内冊子の配布時期に合わせ、周知させていただくとともに、可能な限り早く、就学する学校を確定できるようにしてまいります。</p>
35	<p>指定校変更の新たな基準の「距離が近い」について、選択制検討協議会の報告書では道のりに原則「2倍以上」の差があり、指定校への通学に支障があるところがあるが、道のり2倍以上だけでは通学の安全性が抜け落ちていないか。</p> <p>我が家は指定校まで1.3キロだが、交差点やT字路が13カ所もあるのに比べ、隣接校までは1.0キロだが交差点等は3カ所しかない。距離は2倍もないが、車と接する場所が少なく、通学距離は短くなり、安心して学校に通学させられる。新基準の通学距離は以前の基準のままで良いと考える。</p>	<p>【ご質問にお答えします】</p> <p>答申で触れられた指定校変更制度の許可基準については、指定校に通うことができない事由として、現状では「距離的にはるかに近く」といった表現を用いています。答申では、区民の皆様に分かりやすく、より明確化した表現として「2倍以上」とのご提案があったところです。</p> <p>今後の基準といたしましては、答申の主旨を踏まえるとともに、これまでの事例等も十分に研究しながら、より分かりやすい基準となるよう、考えてまいります。</p>
36	<p>従来の指定校変更制度について</p> <p>(1) 審査会の構成人数、およその実施日、実施回数など、毎年変わるなら、そのことを含め、差支えない範囲で構わないので、説明してほしい。</p> <p>(2) 審査結果の通知方法は、申請した保護者の方にどのようにしてきたのか、これも差支えない範囲で構わないので、説明してほしい。</p> <p>(3) そもそも、現行の指定校変更許可基準は 小・中学校共通のもので、学校選択制度導入時即ち平成16年度の新入学時以前から使用されていたと理解してよいか。</p> <p>(4) (3)の通りなら分かる範囲で構わないが、昭和何年ごろから使用されていたのか、説明してほしい。</p>	<p>【ご質問にお答えします】</p> <p>(1) 指定校変更等審査会の組織については、会長1名、委員6名の全7名によって構成されています。次年度の新入学に向けた新一年生の指定校変更等申立については、例年、入学前の2月1日より受付を開始しており、一定数の申立が集まり次第、①2月中旬②2月末③3月初旬の日程で審査を行っています。その後も、申立の状況により随時審査を行っています。</p> <p>(2) 審査結果の通知方法は、申立者に対し郵送で結果を通知しております。</p> <p>(3)・(4) 現行の指定校変更許可基準は 小・中学校共通のものであり、平成16年度の学校選択制度導入以前から使用されているものです。</p>

## 【パブリック・コメントにおける意見と教育委員会の考え方】

No.	分類	意見	教育委員会の考え方
37	指定校変更制度	<p>新宿区学校選択制度の見直しについての、教育委員会の見直し方針（案）の「なお書き」の部分の指定校変更制度の運用について、もう少し詳しく説明してほしい。</p> <p>また平成30年度の区立小・中学校の入学生に対し、指定校変更制度の周知はどのようにしていく予定かも、説明してほしい。</p>	<p>【ご質問にお答えします】</p> <p>指定校変更制度の見直しについては、学校選択制度の見直し方針（案）とは別に検討を行ってまいります。見直し後の制度の内容については、学校案内冊子の配布時期に合わせ、新入学児童生徒や保護者全員に周知してまいります。</p>
通学区域について			
38	通学区域	<p>現在の通学区域は相当以前に、歴史的な経緯もあって定められたと聞いたが、現在その区域が本当に安全な通学に沿って区分けられているか見直すべき。</p> <p>歴史的な経緯もあるかもしれないが、今の区域に納得できない。学区の学校より、隣接校の方が遥かに近く安全な通学ができること、学区の学校の心ない対応に怒りと不安を覚えたこともあり、平成29年度入学の子について、学校選択の兄弟枠が既に廃止されていることを検討の上、指定校変更制度を利用して隣接校に申請している。下には、まだ未就学児がおり、その子たちの入学までに通学区域が見直され、より近く安全な通学をさせてほしい。</p>	<p>【ご意見として伺います】（No. 38～No. 39）</p> <p>今回の学校選択制度の見直しについて検討を行っていただいた「学校選択制度検討協議会」では、今後の学校選択制度の方向性の検討にあたり「学校に対する地域の思いは強く、これまでの経験から学区の見直しの「線引き」は簡単に引けるものではない」とのご意見がありました。</p> <p>教育委員会としては、通学区域の変更は、学区内の就学予定児童数の動向や通学路の安全の確保などとあわせて、これまで培われた地域のつながりを大切にす視点から、地域コミュニティへの影響も考慮しながら、検討していくことが必要であると考えます。</p> <p>また、全国的には子どもは減少傾向にありますが、新宿区内では未就学児童の増加が続いているため、今後の学区ごとの人口動態について、中長期的視点で捉え、検討していく必要があるものと考えています。</p>
39	通学区域	<p>目の前の小学校へ通えず、わざわざ交通量の多い通りを越えてまで遠くの小学校へ通わせることに疑問を覚える。</p> <p>学校によって偏りが出ていることも事実だと思うが、学校選択制度が見直しになることで決まるようなら、今一度、学区を見直してほしい。本当に子どもにとって安全な通学ができるか考えていただきたい。人数のバランスだけでなく、自宅からの距離、安全性を考慮した上で学区を決めてほしい。</p>	<p>各小学校では、地域安全マップづくりによる注意喚起や、学童擁護員の配置、防犯カメラの設置等を行いながら、警察や地域との連携により、安全安心の確保に努めており、引き続き、通学路の安全対策を進めてまいります。</p> <p>なお、現在の指定校変更制度の中でも、「指定された学校へ入るよりも、それ以外の学校が距離的にはるかに近く、かつ通学の安全が確保されると認める場合」等を基準に定めております。個別の事情については、指定校変更制度の中でご事情を伺い、審査の上、決定させていただきます。</p>
40	通学区域	<p>学校選択制度導入当時、戸山ハイツ地域は子どもが多くおり、地域行事等で地域と東戸山小学校の児童・保護者との交流ができていたが、選択制度導入後は地域行事で声掛けをしても地域の児童・保護者が集まらず、地域が分断された状態になり、学校選択制度は反対であった。</p> <p>しかし近年、戸山ハイツ地域は児童数が減少し、今後も児童数の増加は考えにくい。また、それに伴い東戸山小学校も、学校選択制度で他の学区の児童を受け入れ、2クラス編成になることがあるという状況である。このため、今はむしろ学校選択制度を支持せざるを得ない立場である。</p> <p>今後、小学校の学校選択制度が廃止されれば、東戸山小学校の入学者が減るのではないかと懸念している。</p> <p>小学校の学校選択制度の廃止後、学区の学校に通学させるなら、各地域で子どもの人口に差があることを考慮し、学区を見直してほしい。</p>	<p>【ご意見として伺います】</p> <p>ご懸念の小学校の学校選択制度が廃止となった場合の東戸山小学校の児童数の減少についてですが、学校選択制度廃止により抑制されるのは、選択による増加だけではなく、選択による減少も同様であり、必ずしも児童数の減少に繋がるものではありません。また、新宿区自治創造研究所による人口推計では、若松町特別出張所管内は、当面、就学前人口はほぼ横ばいの状況で、減少することは予測されておられません。さらに学校選択制度を廃止した場合も、指定校変更制度によって、事情により学校の変更が必要な方の学区外の学校への就学はご案内を続けますので、学区外からの通学者が全くなくなるわけではない点も申し添えます。</p> <p>今回の学校選択制度の見直しに際し、学校選択制度検討協議会で「学校に対する地域の思いは強く、学区の見直しの「線引き」は簡単に引けるものではない」とのご意見もありました。</p> <p>教育委員会としては、通学区域の変更は、学区内の就学予定児童数の動向や通学路の安全の確保などとあわせて、これまで培われた地域のつながりを大切にす視点から、地域コミュニティへの影響も考慮しながら、検討していくことが必要であると考えます。</p> <p>また、全国的には子どもは減少傾向にありますが、新宿区内では就学前児童の増加が続いており、今後の学区ごとの人口動態について、中長期的視点で捉え、検討していく必要があるものと考えています。</p>

## 【パブリック・コメントにおける意見と教育委員会の考え方】

No.	分類	意見	教育委員会の考え方
41	通学区域	<p>現在の学区が子どもの通学の安全や、現在及び近い将来の就学前人口の分布を充分考慮したものか、真剣に考えた上でないと学校選択制度は廃止すべきではないと感じる。</p> <p>交通安全マップ等で危険と指摘される箇所が複数ある通学路の学校があり、近隣の学校への通学が可能になれば、危険箇所を通らず、ほぼ同じ通学時間で通える事態が現に存在している。</p> <p>何十年も前から、これまでずっとこの学区だから、という理由で、子どもの安全についての議論を放棄するのは、行政や大人の怠慢である。新宿の子どもが減っていた時代は、隣接区の越境が比較的容易に受け入れられ、学区が理にかなったものか議論する必要もなかったと聞くが、状況は劇的に変化し、1学年3学級でパンクしている小学校がある一方で、すぐ近くには1学級しかない小学校もある。通学路は合理的とは言いがたい。この状況を放置したままで学校選択制の廃止を決定することは拙速である。今一度議論し直した上で制度変更決定を強く望む。</p>	<p>【ご意見として伺います】 (No. 41～No. 42)</p> <p>今回の学校選択制度の見直しについては、幼稚園・小・中学校に通う児童・生徒の保護者、幼稚園・保育園の園長、小・中学校長、地域団体代表、行政、学識経験者で構成された「学校選択制度検討協議会」により、検討を行っていただきましたが、今後の学校選択制度の方向性の検討にあたっては「学校に対する地域の思いは強く、これまでの経験から学区の見直しの「線引き」は簡単に引けるものではない」とのご意見もありました。</p> <p>教育委員会としては、通学区域の変更は、学区内の就学予定児童数の動向や通学路の安全の確保などとあわせて、これまで培われた地域のつながりを大切にす視点から、地域コミュニティへの影響も考慮しながら、検討していくことが必要であると考えます。</p> <p>また、全国的には子どもは減少傾向にありますが、新宿区内では就学前児童の増加が続いているため、今後の学区ごとの人口動態について、中長期的視点で捉え、検討していく必要があるものと考えています。</p> <p>各小学校では、地域安全マップを作成して注意喚起を行っているほか、学童擁護員の配置や防犯カメラの設置等を行いながら、警察や地域との連携により、安全安心の確保に努めており、引き続き、通学路の安全対策を進めてまいります。</p>
42	通学区域	<p>私の学区の学校は、児童数が少なく毎年一クラスで、いじめ等の問題があった場合にクラス替えが出来ないため、今後子どもが学校に通うことに不安である。</p> <p>学区の学校は全児童130人程度、隣接校は数倍規模で非常に差があるが、それは学区が狭いこと、マンションが少なく、子どもの絶対数が少ないことに起因する。学区が広がり児童数が増えれば学区外に行こうとは思えないと思うが、現状、抽選になっても、選択制度は廃止して欲しくない。学区を広げるのが難しいなら、選択制度は廃止しないで欲しい。</p>	<p>なお、現在の指定校変更制度の中でも、「指定された学校へ入るよりも、それ以外の学校が距離的にはるかに近く、かつ通学の安全が確保されると認める場合」や「児童・生徒がいじめ等により通学（就学）困難な場合」を基準に定めております。個別の事情については、指定校変更制度の中でご事情を伺い、審査の上、決定させていただきます。</p>
43	通学区域	<p>私の住所は、距離が近い隣接校に比べ、学区の小学校が二倍以上離れ、同一の町丁目でありながら、近隣数世帯が飛び地となっている。通学路は遠く、幹線道路が複数あり、交通量も多く危険と感じた。一方で、兄弟全員同じ学校の就学を希望しているが、長男が隣接校を選択しても、全員の入学が保証される訳でないため、学区の学校へ入学を決めた。</p> <p>入学説明会の際、通学班の割り振り図が配られたが、私住所が載っていなかった。校長に聞くと、親の前で「その住所は学区でしたかね？」と確認をした。通学時の危険や距離から、児童の住所を学校が把握し、しかるべき対応をしてくれると考えていたが、交通指導員を増やす訳でもなく、住所の掲載がない地図での通学班の割り振りや、自分の子どもは有事の際の対処対象になっていないと感じた。学校選択の時期は過ぎ、指定校変更制度を検討している。</p> <p>検討報告書から、地域の関わりが薄れており、地域と学校の協力を目的に変更するものと感じた。であれば、上記対応が理解出来ない。また、飛び地の現学区で子どもの友達は近くにおらず、今後遠い公園等で遊ぶことを思うと、地域の子どもの育みが実現出来ない。住所での区分けがあることは分かるが、私のように学区を変えた方がよい地域もあり、学校選択廃止の場合、併せて学区見直しがあれば、地域との関わりで子供を育てることは困難と感じる。</p>	<p>【ご意見として伺います】</p> <p>今回の学校選択制度の見直しは、幼稚園・小・中学校に通う児童・生徒の保護者、幼稚園・保育園の園長、小・中学校長、地域団体代表、行政、学識経験者で構成された「学校選択制度検討協議会」により、幅広い視点からの検討を行っていただきました。</p> <p>その議論の中で、今後の学校選択制度の方向性の検討にあたり、「学校に対する地域の思いは強く、これまでの経験から学区の見直しの「線引き」は簡単に引けるものではない」とのご意見も踏まえた中で、教育委員会では、学区内の就学予定児童数の動向や通学路の安全の確保などとあわせ、これまで培われた地域のつながりを大切にす視点から地域コミュニティへの影響も考慮しつつ、通学区域のあり方を研究・検討していくことが必要であると考えます。</p> <p>全国的には子どもの減少傾向が続いていますが、新宿区内は、近年、未就学児童の増加が続いている状況にあるため、学区ごとの児童数については、中長期的な視点での人口推計や地区内の再開発の動向等を注視しつつ、学区の検討をしていく必要があると考えます。</p>

## 【パブリック・コメントにおける意見と教育委員会の考え方】

No.	分類	意見	教育委員会の考え方
44	その他	地域説明会の開催日程について、パブリックコメントの提出期間のぎりぎりにならないようにしていただきたい。	<p>【今後の参考といたします】</p> <p>今回の地域説明会の日時は、パブリック・コメントの募集期間に合わせ、区内10か所の各地域センターにおいて、昼4か所、夜6か所と時間帯を分けたり、地域に関係なくどなたでも参加可能という形にすることで、お住まいの地域や隣接する地域にて、できる限り多くの方がご参加可能となるよう設定の工夫をまいりました。</p> <p>パブリック・コメントの募集を行う際の地域説明会の開催日時の設定等については、今後とも、可能な限りご意見をくださる区民の皆様のご負担にならない日時に設定できるよう検討して参ります。</p>
45	その他	3月の教育委員会定例会で、教育委員会が作成したパブリックコメント実施結果のなかの教育委員会としての考え方について承諾してもらうだけなのか、それともその時に変更等は可能なのか、説明してほしい。	<p>【ご質問にお答えします】</p> <p>2月15日まで実施したパブリック・コメントでいただいたご意見などについては、地域説明会の実施状況などととともに、いただいたご意見について、その内容を整理します。3月開催の教育委員会に報告し、見直し方針（案）についての審議を行います。</p>
46	その他	「地域協働学校」について 「地域協働学校」に指定されると、子どもの安全、安心の配慮が高まり、地域との連携による学校づくりができるのか、説明してほしい。	<p>【ご質問にお答えします】</p> <p>「地域協働学校」は、学校、家庭、地域が連携して、子どもたちの豊かな学びの環境を作っていくしくみです。平成29年度からは区内のすべての小中学校を地域協働学校として指定します。</p> <p>各小・中学校では、「地域との連携による学校づくり」を基本に、これまでも交通安全マップの作成や登下校の見守りなどの取り組みを進めてきています。</p> <p>地域協働学校の指定は、こうした学校支援活動を一層進めるものであり、地域や保護者の方のご協力による学校支援活動や地域協働学校運営協議会での意見交換などを通して、さらに、安全安心の取り組みや地域との連携による学校づくりは進むと考えています。</p>
47	その他	区は、区有施設（幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校を含む）の老朽化が進む中、施設の更新及び維持管理等を計画的に行い、将来の「財政負担の軽減を図る必要がある」、と言っているが、教育委員会としては、将来の校舎建て替えについて方針案があるか。もしくは方針案を策定するつもりか、説明してほしい。	<p>【ご質問にお答えします】</p> <p>新宿区教育委員会では、教育施設について計画的な修繕により補修等を実施しており、今後も継続予定です。</p> <p>また、小・中学校施設等の建替えについては、現在のところ具体的な方針や計画はありません。</p> <p>今後については、区として策定した公共施設総合管理計画を踏まえ、将来の児童生徒数の動向に留意しつつ、施設の耐用年数や設備状況を踏まえて、建替えや複合化の可能性を含めて検討していきます。</p>
48	その他	将来の少子化を見据え、教育委員会としては複式授業（例えば2年生と3年生を同じ教室で、教員複数のもと、授業を行う）の検討はするつもりか、説明してほしい。	<p>【ご質問にお答えします】</p> <p>新宿区自治創造研究所の人口推計によれば、平成37年度頃までの人口増加が見込まれています。そのため、現時点では、複式授業は考えておりません。</p>
49	その他	将来の少子化を見据え、教育委員会としては（区立）小中一貫学校や、区立中高一貫学校の検討はするつもりがあるか、説明してほしい。	<p>【ご質問にお答えします】</p> <p>小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う小中一貫学校については、「6・3制」とはならず、「4・3・2制」などに変更することにより、中1ギャップや子どもの発達の早期化に対応できると評価されている面もあります。その一方で、子どもの成長のためには、小学校から中学校に至る環境の変化に適切に対応させていくことも必要です。新宿区では、これまで小学校と中学校の教員による情報交換や交流を中心とした連携教育を進めてきていることもあり、現段階では、小中一貫校については考えていません。また同様に、中学校から高等学校までの教育課程を一貫して行う中高一貫学校についても考えておりません。</p>
50	その他	新宿区学校選択制度検討協議会報告書にある 資料10-1「特色ある教育活動の推進」「開かれた学校づくり」について（概要）NO2とNO3に記載されている異学年交流について、 （1）異学年交流とはどういうことか、説明してほしい。 （2）具体的に学校名とか学年を知りたいのではなく、差支えない範囲で構わないので、教育委員会として何校ぐらいで毎年やっているか。 （3）平成何年ごろから、開始されたか。	<p>【ご質問にお答えします】</p> <p>異学年交流については、異なる学年の児童同士が交流できる機会をつくり、コミュニケーション能力の育成等を図るもので、新入学時の一年生に六年生が案内等を行うことや、各学年を跨いだグループを作り、活動を行うなどの取り組みが各学校で行われています。</p> <p>特別な機会を設けることなく、平成元年頃より行われています。</p>



## 【パブリック・コメントにおける意見と教育委員会の考え方】

No.	分類	意見	教育委員会の考え方
51	その他	今後、新1年生児童数の増加の影響により、学区内の児童をキャパシティー等の問題で全員収容できない場合、教育委員会の方から、同じ学区でも居住地等を考慮において、隣接の余裕ある小規模校への通学はありうるのか。	【ご質問にお答えします】 各学区内の児童・生徒については、全員指定校での就学を基本としています。そのため、今後の未就学児童等の動向に注視しながら、適切に対応できるよう努めていきます。
52	その他	答申・報告書は本当によくできている。 (1) 学校選択制度を否定的と肯定的に捉えた意見を併記してあること。 (2) アンケート調査を実施したこと。しかも回答率が80.3%というのは素晴らしい。それだけ教育環境の整備についての関心が高いという印象を受けた。 今後の教育行政に役立ててほしい。	【ご意見として伺います】 今回の報告書については、幼稚園、小・中学校に通う児童・生徒の保護者、幼稚園・保育園の園長、小・中学校長、地域団体代表、行政、学識経験者で構成された「学校選択制度検討協議会」により、全7回に亘る検討を行っていただいた内容が取りまとめられたもので、「学校の選択理由」や「利用状況」、「今後の学校選択制度のあり方」などのアンケート結果と併せ、就学前人口の増加や地域との連携による学校づくり、子どもの安全安心の確保等、幅広く検討していただいた内容が記載されています。 また、協議会で実施していただいたアンケートについても、学校選択制度に関する保護者・地域・学校等を対象として、幅広く意見聴取を行い、それぞれの対象者から高い回答率が得られたものと考えています。 報告書やアンケートの内容については、今後の教育行政に活かしてまいります。
53	その他	新宿区学校選択制度検討協議会報告書にある (1) 4 小学校の「学校選択制度」における23区の状況での図表項目として、平成30年4月以降は新宿区は「実施していたが廃止した区」になるのか。 (2) 4 中学校の「学校選択制度」における23区の状況での表現は「自由選択制」のままと考えてよいか。	【ご質問にお答えします】 今回の方針（案）どおりに実施した場合、報告書の整理に当てはめれば、小学校の学校選択制度は「廃止」のため「実施していたが廃止した区」、中学校は「維持」のため、「自由選択制」との表記になります。
54	その他	新宿区学校選択制度検討協議会報告書にある資料8と資料9の記載のない箇所は、紙面の関係で記載できなかったのか、もともと該当する自由意見欄がなかったため不存在的なのか、説明してほしい。	【ご質問にお答えします】 新宿区学校選択制度検討協議会報告書資料8及び9については、小・中学校関係のアンケートの主な意見について記載していますが、記載のない箇所は自由意見がなかったため、記載がありません。

### 3 地域説明会における 意見・質問要旨と 教育委員会の回答要旨

平成29年1月24日（火）から2月14日（火）にかけて、区内10か所の地域センターで開催した「学校選択制度の見直し方針」（案）についての地域説明会における質疑応答の要旨をまとめたものです。

## 【地域説明会における意見・質問要旨と教育委員会の回答要旨】

NO.	意見項目	質問・意見要旨	回答要旨
学校選択制度の方針（案）について			
1	学校選択制度	小学校の学校選択制度利用率が低下しているにもかかわらず、「選択出来ない学校」が増えているが、どうしてか。	<p>【ご質問にお答えします】</p> <p>教育委員会では、平成25年度新入学より、地域の子どもでキャパシティが一杯になる学校を「選択出来ない学校」として指定しています。</p> <p>小学校の学校選択制度利用率が低下した要因としては、就学前人口の増加により、通学区の子どもだけでキャパシティが一杯となる「選択できない学校」や「抽選校」が増え、選択できない状況が生じていること、また、東日本大震災以降の状況等もあって選択を控える傾向が出ていることなどが要因としてあると考えています。</p>
2	学校選択制度	中学校は娘の希望で選択した。抽選を経て、選択した学校に楽しく通っている。その際、学校案内冊子が役に立った。部活動、学校規模、学校生活のイメージまで、娘が全て自分で見て学校を決めた。ホームページには掲載されない細かな情報を知ることができた。運動系の部活動を希望の場合、どの学校が有名か分かりやすいが、文化系の部活動は情報が手に入りにくく、冊子があってよかった。学校の選択ができなかったら新宿区を出ようとするほど、1学年1クラスの限界状態である。子どもの性格的には、大規模校になっても他校に行きたいという思いがあり、学校を選択できることに喜びを感じていた。小学生では危険もあると思うが、中学生ならば電車も乗れるようになり、選択できることが新宿区の良い特徴と考えている。今回の見直し方針(案)はそのとおりと思う。親は地元で生活しているが、子どもは外を知るのもよいかと思っており、選択できる価値があるのであれば、中学校の学校選択制度は見直し方針(案)どおり、残していただきたい。	<p>【ご意見として伺います】</p> <p>方針（案）では中学校は継続としており、アンケート結果を見ても、小学校とはやや異なる傾向がみられます。小学校1年生と中学校1年生では、成長・発達段階も異なり、中学生になると部活の選択など、判断力や体力も出てきますが、小学生の場合は安全・安心のこともあわせて考えていく必要があると考えています。検討協議会の委員の方も小・中は異なるという共通認識があったところです。</p> <p>しかし、その一方、今後の人口動向が、小学校の現在のトレンドに近づいた場合、中学校の学校選択制度の維持が困難になる事態も考えられます。中学校の場合、国私立中学校に入学する方もあり、今後の動向の予想は難しいところですが、小学校の人口の伸びがどの程度のタイムラグでどう響くかなど、今後の流れについては十分注視する必要はあるものと考えます。</p> <p>学校案内冊子については、小学校の学校選択制度が廃止になったとしても、各学校の特色が掲載され、自分が行く通学区の学校をよく知っていただく上で重要と考えています。また、もし事情により学校を転校する場合も、その学校のことを知る手段であり、今後も作成して、引き続き充実したものになるようにしていきたいと考えています。</p>
3	学校選択制度	学校選択制度を取り入れてみてどうだったか、利用した方・しなかった方へのアンケートは行っているのか。また、それは閲覧することは可能か。	<p>【ご質問にお答えします】</p> <p>アンケートについては、学校選択制度に関係する保護者・地域・学校等を対象として、幅広く行っています。また、アンケートでは、単に「選択制度の賛否」を問うだけではなく、「学校を選んだ理由」や「選択制度の利用状況」、「制度の成果や課題」、「最近の小・中学校を巡る状況を説明した上での今後の選択制度のあり方」等について聞いています。「新宿区学校選択制度検討協議会 報告書（ホームページに掲載）」に詳細をまとめているので、ご覧いただければと思います。</p>
4	学校選択制度	保護者等学校に通わせる側の意見は、選択制度存続に前向きな意見が多くみられるが、小学校長・副校長や育成会会長・副会長の意見は選択制度の存続に好ましくないような意見が多くみられる。なぜ、このような差が生じたのか。	<p>【ご質問にお答えします】</p> <p>例えば、災害時に通学区内の児童であれば、学校が把握している通学ルートを通じて送り届けることができますが、他の通学区の児童の場合だと、自宅までの通学ルートが通学区内の子どもと異なってしまうので、送り届けることが難しい場合もあります。また、地域の方も地域の子どもであれば見守ることはできるが、地域外の子どもであると、見守ることがなかなか難しいということもあるかと思えます。こうしたことが、アンケート結果にも、あらわれているものと考えます。</p>
5	学校選択制度	1学年1クラスの学校でも「選択できない学校」に指定される場合があると思っていたがそうなのか。	<p>【ご質問にお答えします】</p> <p>各学校2学級編制が基本であり、1学年70名の受け入れが可能です。選択できない学校は、受け入れ可能数の70名を地域の子どもだけで占めてしまう場合に指定しており、受け入れ可能数が1学級で収まる見込みの学校については、選択することは可能です。</p>

## 【地域説明会における意見・質問要旨と教育委員会の回答要旨】

NO.	意見項目	質問・意見要旨	回答要旨
6	学校選択制度	中学校の選択制度について、部活動が廃部となる可能性があり、3年間存続する確約をすることは難しいと思うが、どの学校に、どのような部活動があることを、どのような方法で周知するのか。	【ご質問にお答えします】  学校案内冊子で周知しています。ただし、3年間該当の部活動が存続しているとは確約できないため、現状を周知し、入学校を選択するうえでの目安としてもらっています。
7	学校選択制度	学校選択制度を廃止した他の自治体の動向について確認したい。	【ご質問にお答えします】  平成28年度に杉並区、葛飾区が小学校・中学校ともに選択制を廃止しました。また、23区のうち小学校は8区、中学校は4区が学校選択制度を導入していません。今後、見直しを検討している区もある状況で、安全・安心の観点や今後の就学前人口の増加への対応を鑑みたとき、学校選択制度は合わなくなっていることが廃止の要因であると推察しています。
8	学校選択制度	保育園長として、子ども達を小学校へ送り出す立場であるが、通学区域の小学校に通わせることが一番良いと考えている。地域の学校に通えば、地域のこともわかるし、地域の特色を肌で感じ取ることができるからである。保育園で保護者会を開くが、親御さん達には、地域の久保小学校へ行くように話している。ほとんどの親御さんが理解してくださり、毎年何名もの子を久保小学校に送り出している。学校選択制度が見直されることで、地域の学校に子ども達が通うことがより進めば、園長として、安心できる。小学校の学校選択制度の廃止に賛成である。	【ご意見として伺います】  ご意見ありがとうございます。
9	学校選択制度	小学校の学校選択制度の利用者が減少した背景には何があるか。	【ご質問にお答えします】  教育委員会では、平成25年度新入学より、地域の子どもでキャパシティが一杯になる学校を「選択出来ない学校」として指定しています。 選択制度利用率が低下した要因としては、就学前人口の増加により、通学区域の子どもだけでキャパシティが一杯となる「選択できない学校」が増え、選択できない状況が生じていること、また、東日本大震災以降の状況等もあって選択を控える傾向が出ていることなどが要因として考えています。
10	学校選択制度	区の事情で維持できないからやめるとしか聞かえない、利用者目線が入っていないと思う。	【ご質問にお答えします】  「選択できない学校」も増えてきており、新宿区全体でみた場合、制度の公平性を保てなくなっているという現状があります。 今回の学校選択制度の検討にあたっては、幼稚園、小・中学校に通う児童・生徒の保護者、幼稚園・保育園の園長、小・中学校長、地域団体代表、行政、学識経験者で構成された「学校選択制度検討協議会」により、全7回に亘る検討を行っていただきました。 協議会での検討にあたっては、「学校の選択理由」や「利用状況」、「今後の学校選択制度のあり方」などのアンケート結果と併せ、就学前人口の増加により、半数を超える小学校が選択できない学校や抽選校となり、希望どおりの小学校にそのまま入学できない状況にあることや地域との連携による学校づくり、子どもの安全安心の確保等、幅広く、丁寧に検討していただき、「小学校の学校選択制度は廃止する」との答申として取りまとめられたものです。 教育委員会は、こうした答申の内容を踏まえ、平成30年4月からの「小学校の学校選択制度の廃止」の見直し方針(案)の決定を行っています。
11	学校選択制度	「選択できない学校」や「抽選校」に入りたい方がいると、結果として希望どおりの学校に入れたり、入れなかったり、色々出てくると思うが、そのことを「公平性を欠く」という区の説明が理解できない。全員が応募できて、希望が叶う人と叶わない人がいたとしても、これは公平だと思う。	【ご質問にお答えします】  小学校の学校選択制度では児童の安全面に配慮する観点から隣接校しか選べない中で、ある地域では、隣接校の殆どが「選択できない学校」であったり、結果として希望があまり叶わない「抽選校」であったりして、学校選択制度をやっているといながら実質選択ができない、という状況になってしまう地域があります。制度について考える際は、一部の地域だけではなく、区全体としてみるため、区全体としては公平性を欠く状況にあると考えています。

## 【地域説明会における意見・質問要旨と教育委員会の回答要旨】

NO.	意見項目	質問・意見要旨	回答要旨
12	学校選択制度	平成16年度に学校選択制度を導入したことは失敗だったと考えているが、区の教育委員会の責任はどうか。導入後の評価等について聞きたい。	【ご質問にお答えします】  学校選択制度は、制度導入以来、多くの方にご利用いただいたこと、また、開かれた学校づくりなど、一定の成果を上げたと考えております。制度導入後12年が経過し、東日本大震災等も経験したことで、子どもを取り巻く状況の変化や、子どもの安全・安心に関する保護者、地域の意識の変化があることを捉え、学校選択制度検討協議会で検討していただいた答申の内容を踏まえ、教育委員会として今回の見直し方針（案）を決定しています。
13	学校選択制度	小学校の学校選択制度が廃止となることには賛成だが、どうすれば柏木小学校の安定したクラス数の維持ができるのか、教育委員会の考えを聞きたい。	【ご質問にお答えします】  今後、柏木小学校が1クラスになることをご心配されていると思いますが、ここ数年の柏木小学校の児童数の傾向を考えると、2クラス以上は予想される状況があり、仮に小学校の学校選択制度を廃止しても、直ちに1クラスになるとは想定していません。
14	学校選択制度	平成30年度入学時に、小学校学校選択制度が廃止になるというのは、いささか急であるように思える。学校選択制度が利用できることを前提に、幼稚園を選ぶことも考えられるので、周知期間が不十分ではないか。説明の機会を増やすなどの措置が必要ではないか。また、いずれは通学区域の見直しも必要ではないか。	【ご質問にお答えします】  就学前人口が増加し、半数を超える学校が、選択できない学校や抽選校となっている状況等からは、長期の周知期間や追加の説明の機会は設けられない状況があります。また、友人関係を考慮した、指定校変更の申請を受け付けるのはなかなか厳しいと考えています。 通学区域については、歴史も深く絡んでおり、抜本的に見直すには、今後の人口増加のピークを考慮し、人口の増減を見据えたうえで、見直すべきであると考えています。
指定校変更制度について			
15	指定校変更制度	指定校変更制度については、周知されていないという実感がある。今後の学校説明会の際は、ぜひこの学校へ来てくれればうれしいという説明の他に、何かあった時にはこのような方法もありますと保護者に伝える機会となると思うが、こういった機会はどれほど用意されているのか。	【ご質問にお答えします】  新1年生に向けて学校案内冊子を配布していますが、従来、この冊子は学校を選択するための案内冊子という位置づけで作成していました。 今後、小学校の学校選択制度が廃止になった場合には、この冊子はお子さんが通う学校について、知っていただく機会になるものと考えています。 周知については大切なことだと考えています。制度の変わり目となるものであり、大事なことでもありますので、この冊子に指定校変更制度についても掲載するなど、様々な機会を設けて周知に努めて参ります。
16	指定校変更制度	指定校変更の受け付けを早めるかもしれないという話があったが、いつになるのか。	【ご質問にお答えします】  学校選択制度を廃止した場合、学校を変更するための制度は指定校変更制度のみとなります。現在、指定校変更制度の受付は2月から開始していますが、入学直前の時期となるため、受付時期を早められないか等、今後、検討する必要があると考えています。 平成30年度新入学にあたっての指定校変更制度の受付時期等については、8月に送付を予定している学校案内冊子に掲載することを目標として考えています。
17	指定校変更制度	近隣の小学校はクラス数が少なく、統廃合しても1クラスだったが、保護者としては1クラスだと逃げ場がないのではないかと考えている。温かく見守っていただくというポジティブな考え方もあるが、何かあった時のために逃げ場をということで、できれば2クラスの学校に通わせたいという思いがある。このような理由では指定校変更制度を利用することは可能なのか？	【ご質問にお答えします】  指定校変更の基準として、大規模校や小規模校であるからという理由では認めていないところです。そうした理由だけでは許可は困難ですが、その他、各々のお子さんの特性や状況について、窓口で個別にしっかりお話いただき、指定校変更基準に該当するようなご事情があれば、審査にかけることは可能です。

## 【地域説明会における意見・質問要旨と教育委員会の回答要旨】

NO.	意見項目	質問・意見要旨	回答要旨
18	指定校変更制度	具体的にどのような基準で指定校変更は許可となるのか。兄弟同じ学校へ就学させたいが、弟が入学時は兄が卒業してしまうので、許可基準（兄弟）には当てはまらないため、不安がある。実際に歩いたときの感覚や状況（実際の通学時間や安全面）は考慮されないのか。	【ご質問にお答えします】  指定校変更制度については、指定校に通うことができない事由として、「健康的な理由」や「距離」等、9つの事由を許可基準として、個別に審査を行っています。今後の指定校変更制度については、答申の内容を踏まえ、検討を行ってまいります。また、学校案内冊子の配布時期に合わせ、周知させていただきます。 なお、地図上だけではわからない、実際の状況というのものもあるかと思うので、その場合は申請時に、詳しく事情をお聞きした上で、審査を行います。
19	指定校変更制度	指定校変更は学年の途中で申請できるのか。	【ご質問にお答えします】  学年の途中で申請できます。
20	指定校変更制度	小学校、中学校、保育園に通う3人の子どもがおり、一番下の子どもが平成30年度に小学校新入学となる。真ん中の子どもが学区外から小学校に通っている。今後、小学校の学校選択制度の廃止後も、兄弟は優先されると聞いたが、どれくらいの優先なのか。	【ご質問にお答えします】  指定校変更制度には、兄弟姉妹の在学に関する基準があるため、要件に当てはまる場合は、一定の優先ができます。ただし、各小学校には定員があり、各通学区内の人口が多く、定員が超えそうな場合には、ご案内できないこともあります。各通学区内の人口は、毎年変動するため、その年にならないと状況はわからないため、兄弟が在学していれば、必ず入学できることを保証できるわけではありません。個別の状況については、申請の際にお伺いします。
21	指定校変更制度	我が家は、新宿中学校の通学区域だが、新宿中学校には野球部がないために、学校選択制度を利用し、野球部がある西早稲田中学校に通学している。中学校の部活動についても、考慮されると聞いたが、これも兄弟の理由と同じで、確実なものではなく、あくまでも考慮ということか。	【ご質問にお答えします】  方針（案）のとおり、中学校の学校選択制度が維持となれば、定員の問題がなければ、理由を問わずに希望の中学校に入ることができます。 また、指定校変更制度の見直しについては、方針（案）とは別に検討を行っていきます。 学校選択制度検討協議会の検討の中でも、運動部・文化部問わずに、中学校の部活動は大事だとの議論がありました。
22	指定校変更制度	小学校の学校選択制度が廃止となると、新入学に向けたスケジュールはどのようになるか。指定校変更制度のスケジュールはどのようになるか。	【ご質問にお答えします】  小学校の学校選択制度が廃止となった場合には、学校が変更できる仕組みは、指定校変更制度のみになります。現行の受付スケジュールどおり入学前の2月から案内開始となると、入学直前まで一定数のお子さんの入学する学校が決まらないことになってしまいます。まだ検討の段階ではございますが、キャパシティのある小学校については、2月よりも早い段階でご案内することも考えています。新入学生には、入学前の8月に学校案内冊子という入学案内を発送していますが、そちらで詳しくお知らせしていきたいと考えています。その他にも、区の広報紙等、あらゆる機会を捉えて周知していきます。
23	指定校変更制度	学校選択制度がなくなって、指定校変更制度に一本化された場合、変更できないこともあるということか。	【ご質問にお答えします】  指定校変更の申請理由や各校のキャパシティの状況によって、変更できない可能性もあります。
24	指定校変更制度	説明会資料に記載のある答申の「新指定校変更制度の申請時期や要件の一部緩和、十分な周知」について、具体的に知りたい。	【ご質問にお答えします】  学校選択制度検討協議会が実施した保護者等へのアンケートでは、指定校変更制度については、「制度のことは聞いたことがあるが、内容まではよく理解できていない」という状況が確認できます。また、学校を選ぶ理由としては、「通学距離」や「兄弟がいるから」等の理由があります。 こうしたアンケート結果等を踏まえ、学校選択制度の見直し（廃止）とあわせて、指定校変更制度については「申請時期や要件の一部緩和、十分な周知」と答申をいただいたものです。 今後の指定校変更制度については、答申内容を踏まえ、教育委員会として検討を行い、8月に発行する予定の学校案内冊子で指定校変更制度の内容について、お知らせしていきたいと考えます。

## 【地域説明会における意見・質問要旨と教育委員会の回答要旨】

NO.	意見項目	質問・意見要旨	回答要旨
25	指定校変更制度	客観性だけでは判断出来かねる理由での指定校変更は、どこまで認められるのか。	【ご質問にお答えします】  指定校変更制度については、基準に示す9つ事由により審査を行っていますが、客観性だけでは判断できかねる事情もあることは理解しています。個別の事情については、許可要件の中に全てを列挙することはできないので、窓口でしっかり聞き取りを行います。その中で、審査上の必要が認められれば、関係者への聞き取りや、書面等を揃えるなど何がしかの客観性を担保した上で、指定校変更審査会で審査をしていきます。
26	指定校変更制度	例えば、「いじめ」の問題があった場合、指定校以外の学校への変更は可能か。	【ご質問にお答えします】  現行の指定校変更制度では、「児童・生徒がいじめ等により、通学（就学）が困難な場合」が基準の一つとなっており、個別に審査させていただいております。
27	指定校変更制度	指定校変更制度は隣接区域に限られるのか。	【ご質問にお答えします】  必ずしも隣接区域に限りません。しかし、距離の問題は前提にあり、小学生の場合は距離が長くなれば、通学時の安全・安心等の問題もあるため、それぞれの方の事情をよく聞き取る必要があると考えています。
28	指定校変更制度	通り慣れた道や友人関係で申請を考えており、距離は正確に把握していないが、距離は条件として成立する上で大きいのか。距離の要件での申請は多いのか。	【ご質問にお答えします】  通学距離を要件とした申請は多い状況にあります。通学距離が伸びると、交通事故など安全面での心配もあるため、そうしたことも、審査の段階では確認しています。
29	指定校変更制度	新一年生の指定校変更制度の申請期間は2月から3月でよろしいか。	【ご質問にお答えします】（No. 29～No. 30）  現在、指定校変更制度の受付は2月に行っています。平成30年4月入学に向けては、2月では入学直前の時期になるため、受付時期を早めることができないか検討しています。指定校変更制度の受付時期については、8月に送付を予定している学校案内冊子に掲載していきたいと考えています。
30	指定校変更制度	現状よりも早く申請が可能になった場合、その情報は、どういった形で周知してもらえるのか。	
31	指定校変更制度	学校選択制度が始まった際に、紙切れ一枚で学校を選ぶなんて思っていた。自分の子どもは学校選択制度がなかった時代に、指定校変更制度を利用したが、指定校変更制度の方が本当に必要な人に道が開けるように思う。	【ご質問にお答えします】  区民の皆様にも、しっかり学校選択制度の現状について説明させていただいた上で、時代の状況を踏まえ、制度は変えていく必要があると考えます。また、指定校変更制度については、それぞれの方の状況をよくお聞きし、基準に照らして適正に審査してまいります。
通学区域について			
32	通学区域	戸山3丁目に住んでいると西早稲田中学校が近いが、通学区域の学校は新宿中学校である。アンケートの結果を見ても、保護者は子どもを近くの学校に通わせたいという結果が見てとれる。中学校の統廃合を行った結果として、通学区域の学校が遠いという状況も生じているから、通学区域についても見直しの対象に入れてほしい。	【ご質問にお答えします】  通学区域の見直しは、非常に難しい問題ではありますが、ご意見の一つとして受け止めさせていただきます。

## 【地域説明会における意見・質問要旨と教育委員会の回答要旨】

NO.	意見項目	質問・意見要旨	回答要旨
33	通学区域	選択制度利用者が減少しているとはいえ、10%の利用率と利用希望8～15%の割合は高いと思う。この意向をくみ取することは可能か。人口が増えている中、通学区域制度を維持できるのか。	【ご質問にお答えします】 就学前人口は増加している状況にあります。学校の教室の整備を行えば、現行の通学区域のお子さんの対応はできると考えます。また、「隣接校に近い」などの事情がある場合には、指定校変更制度にて対応しています。選択できない学校や抽選校が増えてきている状況、安全・安心や地域との連携による学校づくりが進んでいる状況を踏まえ、「小学校の学校選択制度の廃止」について、提案させていただいております。
34	通学区域	通学区域の見直しは考えているか。	【ご質問にお答えします】 (No. 34～No. 36) 新宿区自治創造研究所の人口推計では、今後も就学前人口は増える傾向にあります。人口の増加傾向が続く中では、通学区域の線引きを変えても、すぐに通学区域内の人口が変化することが想定されるため、引き続き、人口の推移については、注視していく必要があると考えています。そのため、現段階では、通学区域の見直しは考えておりません。
35	通学区域	個人的には、通学区域の見直しを希望する。東戸山中学校と大久保中学校が統廃合したとき、うちは東戸山中学校の通学区域であったが、指定校は新宿中学校になった。現在は、学校選択制度を利用し牛込第二中学校へ通っている。	
36	通学区域	住んでいる地域では、毎年入学直前まで、入学校が決まらないことが多く見受けられる。今後、通学区域の見直しを行う必要があるのではないか。	
適正規模・適正配置について			
37	適正規模・適正配置	統廃合の計画はあるか。	【ご質問にお答えします】 新宿区自治創造研究所の人口推計を見ると、今後10年程度は、人口が増加する傾向にあります。そのため、現時点では学校の統廃合の予定はありません。
38	適正規模・適正配置	小学校1年生は、1学級35人以下という枠があるが、18人と17人に2クラスに分けることはできるか。(単学級は不安に思うことがあり、複数クラスだと安心できる)	【ご質問にお答えします】 義務教育学校標準法及び、東京都公立小学校、中学校及び中等教育学校前期過程の学級編制基準により、小学校1年生は35人で1学級とする児童数の基準が定められており、新宿区も、この基準により学級編制を行っているため、ご質問にあるような学級編制を行うことはありません。
39	適正規模・適正配置	学校選択制度がなくなった後のことで伺います。現在、学校選択制度の中で運用している「選択できない学校」のような通学区域の子どもだけで定員を超過するような学校はどうなるのか。	【ご質問にお答えします】 全小学校の新一年生は、2クラス編制を基本に考えています。現在の「選択できない学校」は、8月に通学区域内の就学予定児童数を把握し、他からの選択希望者を受け入れた場合に、2クラスを超えそうな学校について指定しています。 新小学校1年生は、35人で1クラス編制なので、通学区域の子どもでも70名を超えてしまった場合は、3クラスもあり得ます。その場合には、普通教室を整備する等、施設的に対応していることもあります。国私立の小学校への入学決定等の要因により、入学直前まで、人数は増減があり、こうした状況の中で毎年のクラス数は決まっています。



## 【地域説明会における意見・質問要旨と教育委員会の回答要旨】

NO.	意見項目	質問・意見要旨	回答要旨
40	適正規模・適正配置	仮に小学校の学校選択制度がなくなり、皆が学区内の学校に通うようになれば、今まで1クラスだった学校も、2ないし3クラスになるということがあり得るのか。各年度ごとに、「来年度の入学者は、学区の子が皆通学するとしたら何人くらいいる」という様な情報を区がホームページ等で、保護者に知らせてくれるのかという点について質問したい。	<p>【ご質問にお答えします】</p> <p>学校選択制度がなくなることで、通学区外の学校を希望されていた方が、通学区内の学校に留まり、2クラス以上になるという学校が出てくる可能性はあります。</p> <p>学校選択制度が廃止となった場合には、指定校以外の学校に通いたいという何らかの事情をお持ちの方もいることから、そうした方たちを含め、新入学予定児童の保護者の方に、指定校変更の申請ができる学校やできない学校について情報提供していくことが必要であると考えます。こうした指定校変更制度の手続きや各学校の状況については、8月に送付を予定している学校案内冊子に掲載していきたいと考えています。</p>
その他			
41	その他	学校選択制度廃止の理由に、人口増加があるが、何をもって人口増加と言っているのか？	<p>【ご質問にお答えします】</p> <p>都心回帰ということもあり、新宿区では人口が増加しており、住民基本台帳人口では、就学前人口が大きく増えてきている状況が確認できます。</p>
42	その他	見直し方針（案）の周知方法は何か。	<p>【ご質問にお答えします】</p> <p>区の広報紙、ホームページ、各学校、保育園・幼稚園・子ども園及び各施設（子ども総合センター、児童館等）での資料配布と掲示を行っています。また、「はっぴー子育て」にリンクを貼るなどの工夫をしています。</p>
43	その他	パブリック・コメントで意見を提出した場合、それを反映してもらえるのか。教育委員会の方針（案）のとおりに進められるのか。	<p>【ご質問にお答えします】</p> <p>パブリック・コメントでいただいたご意見などについては、地域説明会の実施状況などとともに、教育委員会に報告し、見直し方針（案）について審議していただきます。</p>
44	その他	今は「（案）」の状態であるが、いつ決定になるのか。	<p>【ご質問にお答えします】</p> <p>パブリックコメントが2月15日までであり、その意見を反映し、3月には決定し、4月の広報紙で方針を出す予定です。指定校変更制度についても、今後、検討を行い、学校案内冊子に掲載するなど周知していきたいと考えています。</p>
45	その他	地域説明会を開催するにあたって工夫したことはあるか。	<p>【ご質問にお答えします】</p> <p>より多くの方に参加していただけるように、手話通訳・託児の手配を行うとともに、未就学児の保護者への周知のため、「はっぴー子育て」にリンクを貼るなどの工夫をしています。また、各学校、区立・私立問わず保育園・こども園・幼稚園、子ども総合センター、児童館にも説明会開催のご案内を配布しているところです。</p>
46	その他	どのような経緯で学校選択制度を検証するに至ったのか。5月の文教子ども家庭委員会で、学校運営課から「総合教育会議での議論を受けて、検討協議会を立ち上げた」という報告があったことを記憶しているが、そもそも総合教育会議とは何か。	<p>【ご質問にお答えします】</p> <p>未就学児の増加傾向により、近年、選択できない学校や抽選となる学校が増えています。また、子どもの安全・安心への配慮の高まりや、地域との連携による学校づくり等、時代に対応した教育環境を整備していくため、「新宿区学校選択制度検討協議会」を立ち上げ、検討することとしました。</p> <p>「総合教育会議」は滋賀県大津市でのいじめ問題を契機とした委員会制度改革の一環として設けられたもので、区長と教育委員会とが教育政策について話し合う場です。</p> <p>新宿区では、平成27年4月に設置しました。</p>

## 【地域説明会における意見・質問要旨と教育委員会の回答要旨】

NO.	意見項目	質問・意見要旨	回答要旨
47	その他	学校公開・説明会は参加対象を限っているのか。	【ご質問にお答えします】  参加者は限っていません。また個別に学校に連絡をいただければ、見学することも可能となっています。区の広報紙では、学校説明会と学校選択制度のお知らせを同時掲載していることもあり、新1年生を対象としているように見えたのかもしれませんが、新1年生に限定したものではありません。
48	その他	学校公開は6月と9月に行われるが、学校案内冊子は8月に届けられるのでは第1回の学校公開には間に合わない。また、4歳児のときに冊子を配れないか。	【ご意見として伺います】  学校案内冊子では、各学校の教育目標や教育活動、学級数や児童数等を紹介しています。最新の情報を掲載する必要があることから、毎年4月以降に編集作業を開始し、現在の発行時期となっています。発行時期の前倒しや4歳児からの配布については、学校側との調整や予算との兼ね合い等もあることから、別途研究して参ります。
49	その他	新聞をとっていない家庭が区の広報誌を入手する方法がないと思うが、どうすればよいか。	【ご質問にお答えします】  区政情報課に登録のご連絡をしていただければ、各家庭に郵送されることとなります。
50	その他	中学校について、学校公開の情報公開はあるか。私立受験の準備は小学校3年生時点くらいから始まるため、小学校6年になってから案内をいろいろもらっても遅い。小学校低学年時点で情報は得られるのか。	【ご質問にお答えします】  中学校についても、学校公開を実施しており、学年を制限するものではありません。区の広報紙・ホームページで情報を公開しており、小6保護者でなくとも、ご参加いただくことは可能です。また、事前に連絡を取っていただいた上で、個別に見学等の対応をとることも可能です。
51	その他	児童数の多い学校と少ない学校がある。学校ごとの児童数の違いが、学力のレベルに影響を及ぼすことはあるのか。現状どのような状況になっているのか確認したい。また、小学校の学校選択制度の廃止の方向性は、学校ごとの児童数の差を考慮してのことか。	【ご質問にお答えします】  児童数の違いによる学校間の学力差は特に見受けられません。 また、今回の見直しは、就学前人口の増加や安全・安心、地域との連携による学校づくりが進められていることから、行われているものであり、学校間の児童数の違いを要因とするものではありません。
52	その他	平成30年度小学校に入学予定の子がいるが、区の施設で発達支援を受けている。特別支援学級に入ることにはならないと思うが、これから、どの学校に入るか相談するという話になっている。小学校の学校選択制度がなくなると、学校の変更ができなくなるのか。できれば、1クラスの数人が少ない小学校に入学させたいと考えている。	【ご質問にお答えします】  特別支援教育に関するご相談については、学校選択制度の見直し方針（案）とは別に、就学相談などの仕組みも活用しながら、学校運営課が教育支援課と十分に連携し、話し合いながらご案内していきます。
53	その他	学校設備は学校の選択を行う上で判断材料となっている。保護者からの学校設備の改善等についての意見を話し合える場があると良いと思う。	【ご質問にお答えします】  パブリック・コメント期間外でも区民意見システムなどを利用して意見を寄せていただければと思います。
54	その他	希望する学校に入学するために、住民票だけを変更する人が出てくるかもしれない。選択制度や指定校変更制度を活用できると助かる。	【ご質問にお答えします】  住所は生活の本拠であり、虚偽は法律違反となります。各特別出張所では実態調査もしているので、居住の実態がないことが明白な場合、職権削除を行うこともあります。
55	その他	人口推計について、平成32年から先を書かずに増えるとなぜ言えるのか。10年、15年先を長い目で見るのが大事だと思うが、そのような計画は立てていないのか？	【ご質問にお答えします】  新宿区自治創造研究所の人口推計によれば、10年後まで人口増加の傾向は続くとみていますが、より確実なところとして、住民基本台帳のデータをみても、平成32年までは増加する傾向がみとれます。

## 【地域説明会における意見・質問要旨と教育委員会の回答要旨】

NO.	意見項目	質問・意見要旨	回答要旨
56	その他	就学制度の原則について確認したい。学校選択制度や指定校変更制度を利用しない場合、通うべき小学校は、区から1校だけであり、住所により指定を受けるのか。	<p>【ご質問にお答えします】</p> <p>ご質問のとおりです。 教育委員会ではあらかじめ、住所により通学区域を定めています。</p>
57	その他	学校選択制度が始まった際の成果として、特色ある教育活動と開かれた学校づくりが進んだとあるが、今後、学校選択制度がなくなった場合、小学校がこのようなことを進めていく際のモチベーションがなくなるのではないか。モチベーションを上げる仕組みは考えているのか。	<p>【ご質問にお答えします】</p> <p>平成29年度から全校で地域協働学校を展開することになっています。地域で活動している方が地域協働学校の運営メンバーになって学校とともに様々な課題を考えて取り組む仕組みであり、地域で学校を経営していくこととなります。特色ある教育活動と開かれた学校づくりについてもここで考えていくことになるかと考えています。また、小学校の学校公開についても、引き続き、年2回行っていく予定です。</p>

# 「学校選択制度の見直し方針」（案）に 対する意見及び教育員会の考え方

発行年月 平成 29 年 3 月

発 行 新宿区教育員会事務局学校運営課  
新宿区歌舞伎町一丁目 5 番 1 号  
電話 03-5273-3089（直通）